

民間団体の現状と問題点等について（第9回民間団体への援助に関する検討会配布）

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する主な意見等
民間団体による犯罪被害者等支援の在り方			
1.民間団体の支援活動の意義、犯罪被害者等支援全体における位置付け	○犯罪被害者等基本法（基本法）では、国・地方公共団体だけでなく関係機関や民間団体が連携協力して施策を推進することとしている（基本法第7条）。		○民間団体による支援の意義について、以下の点を指摘できる。 刑事司法機関に通報しない犯罪被害者等への支援も行える。 警察による犯罪被害者等支援業務に必要な人的資源等が確保されているわけではないため、民間団体がこれを補完することが必要。 刑事手続終了後の中長期的な支援についても、民間団体であれば対応できる。 犯罪被害者等の直面する問題は多様であり、複数の公的機関が関与することになるが、これら機関の連絡・調整を第一線で行う公的機関は（現在のところ）存在しない。このような場合でも、民間団体が対応することは可能。 被害者等に対する支援活動を行う民間団体の存在自体が、被害者等の精神的な支えになると考えられる。 民間団体が支援を行うことにより、コストを削減できる。【富田構成員】 ○公的機関に接触できない被害者の支援、刑事手続終了後の支援の2点が民間団体の位置付けとして重要【第7回会合意見】 ○多種多様な能力・経験を有する者が民間団体の支援活動に参加している点も重要【第7回会合意見】
2.民間団体への援助における国・地方公共団体との役割分担	○基本法では、国・地方公共団体の基本的施策として、相談及び情報の提供等、損害賠償の請求についての援助等、給付金支給制度の充実等、保健医療・福祉サービスの提供、居住・安全の確保等のほか、民間団体に対する援助を掲げている。		○民間団体を実施できない活動のうち、国・地方公共団体で行うべき支援は以下のとおり。 犯罪被害者等への経済的支援（補償、緊急・一時的な経済的支援、税制上の優遇措置、医療費の無料化等） 安全の確保（DV被害者や虐待児童以外の被害者の緊急的なシェルター、24時間レイブクライシスセンター） 専門的支援 地方公共団体での被害者相談窓口、担当者の設置（特に福祉事務所や協議会で重要。） 自治体病院での被害者支援の推進（救命救急等における被害者への対応、精神科における専門治療（特に精神保健福祉センターでの被害者相談の推進など） その他 地方公共団体による活動場所の提供、低額での貸与 学校教育での被害・加害予防、被害者対応教育 国による地方公共団体の被害者支援への助成 国による被害者支援活動の評価等のための全国調査の実施 国による地方公共団体への情報提供、活動支援【中島構成員】 ○例えば、生活上の支援について民間団体はある程度短期を、地方公共団体は長期を支援するといった役割分担が考えられるのではないかと【第7回会合意見】 ○関係省庁の取組や民間団体で対応するのが被害者にとってよい部分の整理があれば、地方公共団体が何をすべきかおのずから整理されてくる。【第7回会合意見】
			○財政的な援助を行う際の基準は、ある程度大枠を国が、より細かい基準を地方公共団体が地域の特性に応じて決める形となっているといふ。内容として米国のOVCのガイドラインに掲げているような項目を定めておく必要がある【第7回会合意見】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する主な意見等
国による民間団体への援助の在り方			
1.被援助団体の範囲			
(1)被援助団体全般に関する事項			○早期援助団体以外の団体について、資金面での援助を行う際の形式的な基準(例えば法人格の有無等)を定めるのは難しい。そこで、対象となる団体の範囲より先、対象となる支援活動の種類を定めることを中心として、資金面の援助を考えるのも一つの方法であると考えられる。なおこの場合でも、対象となる団体の範囲についてある程度の制約が課せられるのは当然のことである。【畠田構成員】 ○公的な援助を行う以上は、情報管理もしっかりでき、政治的にも宗教的にも中立な信頼のおける組織・団体に援助を行わないと一般国民の理解が得られないと思う【第6回会合意見】 ○財政的な援助を行う要件として、非営利団体であること、経理等の透明性や活動実績の事業評価を行う体制、支援に携わる者の倫理綱領的なもの、政治的宗教的に偏りが無いこと、適切な情報管理などが必要ではないか。【第7回会合意見】 ○民間団体への援助を行う際に、あまりチェックを厳しくすると民間のよさがなくなるおそれがあるので、兼ね合いが重要である。【第7回会合意見】 ○民間団体が全ての地域に設立され、被害者等への支援活動が広く一般的に行われることが望まれる。【畠田構成員】 ○現状では早期援助団体が活動の中心となっているので、早期援助団体及び同団体の指定を目指す団体への援助が現実的ではないか。早期援助団体以外の団体については、具体的な援助のニーズが明確になった段階で、個々のプログラムに対し援助という形もあり得るのではないか。【第8回会合意見】
(2)被援助団体別に関する事項			
犯罪被害者等早期援助団体(早期援助団体)	○9団体(宮城、秋田、東京、茨城、埼玉、愛知、京都、熊本、宮崎)が早期援助団体として指定。 ○いずれも地方公共団体により何らかの財政的援助を受けている。 ○国は都道府県警察費補助金により経費の1/2を補助 平成18年度予算 1億6800万円の一部	○早期援助団体により提供される支援活動の質はある程度の水準に達しており、我が国の被害者支援において重要な役割を果たしている。 ○早期援助団体の指定は9団体にとどまり、その財政的基盤も安定的とは必ずしもいえない。	○早期援助団体の指定を受けた場合、税制上の優遇措置を受けられるものの、国・地方公共団体から自動的に財政的援助を受けられるわけではない。【畠田構成員】 ○早期援助団体については、個々の活動だけではなく、人件費や運営費も援助の対象とするのが望ましい。【第7回会合意見】
早期援助団体の指定を目指す団体	ア.全国被害者支援ネットワーク(全国ネット)加盟団体 ○41都道府県42団体(うち9団体が早期援助団体)で構成。 ○42団体で総数1,054人(常勤職員6%、非常勤職員10%、有償ボランティア17%、無償ボランティア67%) ○加盟団体間で予算規模に差(3万円～1.4億円)がある。 ○33団体が地方公共団体から財政的援助を受けている。 ○国は都道府県警察費補助金により経費の1/2を補助 平成18年度予算 1億6800万円(早期援助団体分も含む。) イ.全国ネット事務局 ○年間予算は約5,050万円 (うち民間助成団体からの寄付は4,160万円) ○職員は常勤2名、非常勤2名。 ○国から研修等の活動に要する経費を援助(800万円) ○地方公共団体の補助等はない。	ア.全国ネット加盟団体 ○早期援助団体の指定を目指す上で、人件費や場所の確保、犯罪被害相談員となる人材の育成・確保が重要である。【第7回会合意見】 ○活動内容に関する問題点は、2.参照。 イ.全国ネット事務局 ○加盟団体への支援が十分に行われていない。事務局では、財政的な問題がなければ、加盟団体に対する情報提供、研修の充実、加盟団体に対する緊急的な財政援助、中央の調査研究センター的機能を発揮したいと考えている。	○早期援助団体の数を今後増やす必要がある。【畠田構成員】 ○早期援助団体の数自体が少ないことから、全国ネット加盟団体のうち、早期援助団体の指定を目指し努力している団体の底上げを図る必要がある。【第6回、第7回会合意見】 ○支援スタッフの育成や団体立ち上げなど個々の団体を支援する組織にも援助を行うことが重要である。【第7回会合意見】 ○一定のレベル以上の犯罪被害相談員を養成できるような研修制度が全国ネットにて実施できるのであれば、早期援助団体の指定の要件の1つとして加味することもあり得る。【第7回会合意見】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する主な意見等
上記以外の団体	ア. 犯罪一般 ○ NPO法人おかもサポート・ファミリーズが地方公共団体から財政的援助を受けている。 イ. 性犯罪、DV、交通事故、児童虐待 ○ 性被害関係の支援団体への財政的援助も行われている（沖縄県） ○ DV関係の支援団体は、一時保護に係る援助が中心。1団体当たりの援助額に格差がある（2～2300万円） ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）に基づき、都道府県が支弁するDV被害者の一時保護を委託費用について、平成14年度からその2分の1を国が補助。一時保護委託契約施設（29）のうち民間団体は81（H18.4.1現在） ○ DV法第26条を受け、民間シェルターへの地方公共団体の財政的援助について、平成13年度から地方交付税法上の特別財政需要として、各年度の特別交付税の算定基準に盛り込まれた（措置率1/2） 民間シェルターへの地方公共団体の財政的援助 149団体、1億1115万円（平成17年度実績）	○ 東京強姦・救援センターでは、プライバシーの保護と危機管理の見地から、センターの事務所の所在地、スタッフの実名を公表していないため、申請手続の際に困難が多い。各種団体、企業等からの支援も、こうした点がネックになる傾向があるとしている。	○ DVや児童虐待等別の枠組により援助を行っているものについてどのように取り込むかが大きな論点になる。【第6回会合意見】
自助グループ	○ 国・地方公共団体から自助グループに対し、直接財政的援助や財政的援助以外の援助は行われていない。 ○ 自助グループ支援という形で民間支援団体を通じて援助が行われている。	○ 定例会等を開催するのに、会場の確保や交通費等で会員に負担がかかる。 ○ 被害者支援に精通した専門家の協力を得るのが難しい（専門家の絶対数の不足、専門家とのパイプラインがない、交通費・謝礼等を負担できない。） ○ 自助グループ同士の連携が十分できていない。	○ 自助グループへの援助の仕方については、民間支援団体と密接な関係のあるものには民間支援団体を通じた援助を、関係が希薄なものには直接援助をすることになる考えられる。【自助グループ「六甲友の会」世話人 土師 守氏】 ○ 自助グループのうち、活動の継続性、一定度の公共性の要件を満たすものは、他の民間支援団体と同様な基準で対応することになるのではないかと。【第7回会合意見】 ○ 自助グループをなかなか立ち上げられないことから民間支援団体を通じた支援を行うのも一つの形である。【第7回会合意見】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する主な意見等
2. 対象となる事務の範囲	○ 犯罪一般を支援対象とする支援団体について、地方公共団体による財政的援助の対象となる事業は、相談・面談、広報啓発・人材育成が中心。18府県市では付添い、10府県市では情報提供、10県市では自助グループ支援を対象としている。12府県市では運営管理一般も対象としている。	○ 電話・面接相談、カウンセリング、情報提供等が活動の中心となっている。 ○ 付添いや家事支援等のアウトリーチ活動（特に被害直後）を十分に行えていない。 ○ 自助グループ支援を十分行えていない。 ○ 会員獲得に向けた活動を十分行えていない。 ○ 広報啓発活動を充実させる必要がある。 ○ 財政的な問題がなければ、以下のとおり被害者の多様なニーズに対応した形で必要な支援は概ね行えるとしている。 24時間体制の支援（ホットライン、危機介入プログラム） 家事支援、付添いなどのアウトリーチ活動 専門家との連携による支援 自助グループとの連携協力 学校、地域社会への広報啓発 一時避難施設の確保とその運営 緊急一時金の貸付	○ 被害者等のニーズや民間団体の現状等を踏まえ、民間団体の活動のうち具体的にどの活動を重点的に援助するか検討することとしてはどうか【第6回会合事務局提案】。 ○ 危機介入的プログラム、相談・カウンセリング、法廷の付添い等刑事司法関連サービスなど民間団体でないと対応できない活動を重点的に援助すべきである。生活支援については地方公共団体で対応できる部分もあるので、他で対応できない部分をリストアップして援助していく考え方もある。【第7回会合意見】 ○ 法廷付添い等他機関で一部対応している部分もあることを踏まえ、今後どのような活動に重点的に援助すべきか議論すべきである。【第7回会合意見】
		○ 有給スタッフ（支援員、管理運営事務を統括する者、現場の支援事業を統括する者）が不足している。	○ 専門性のある常勤のスタッフを有償で確保できるような予算措置が望ましい。【第7回会合意見】 ○ 活動に対して援助を行う際に、当該活動に関連する人件費的なものを盛り込まないとなかなか人材が育たないのではないか。【第7回会合意見】 ○ 法人格を有する団体であれば、基本的な設立運営に必要な財産を保持していることが法人格取得の前提となるので、その上で公益性の高い活動に補助を行うのが通常である。【第7回会合意見】 ○ 国全体の財政状況が非常に厳しい中で、人件費のような経常的経費をそのまま援助するのはかなり難しいと思われる。【第7回会合意見】
3. 財政的援助に代替し得る人的・物的援助策の内容	○ 事務所等の提供や人材育成の協力、広報啓発への協力については、犯罪被害者等基本計画（基本計画）において、既に関連施策が盛り込まれている。		○ 資金面以外の援助について、早期援助団体とそれ以外の団体とに分けて考える必要がある。 早期援助団体に対しては一定の範囲で情報提供がなされている。情報提供の対象となる事件等の拡大（いわゆるautomatic referralなど）も検討に値すると思われる。また、庁舎等の提供や警察電話の利用なども考えられる。 早期援助団体以外の民間団体に対しては、財政的援助の対象となるような活動を行う場合、庁舎等の提供や広報活動の協力などを行うことができると思われる。 資金面以外の援助の対象となる団体の範囲についても、一定の制約が課せられるのは当然であるが、具体的な範囲については今後の課題である。【畠田構成員】
(1) 事務所等の提供	○ 7団体に対し地方公共団体により施設・庁舎の一部が事務所等として提供されている。	○ 事務所、研修室（会議室）、面接室（応接室）等の提供、車両の確保について要望がある。	○ 基本計画において関連施策が既に盛り込まれており、これを踏まえてさらに必要な取組があるかどうか検討することとしてはどうか【第6回会合事務局提案】。 ○ 事務所の提供についての協力を地方公共団体に強く呼びかけるとか、何らかの提言的なものを取り入れた方がよいのではないか。【第8回会合意見】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する主な意見等
(2)人材育成への協力	○ほとんどの地方公共団体で各種研修会等に対する講師派遣等を実施している。警察による協力が大半。	○支援活動を行う者を対象とした研修が十分ではない。標準的な研修プログラムがない。 ○関係団体・省庁からの人材の出向を得たいとの要望がある。	○支援のための連携に関する検討会でも、支援者に対する研修が非常に重要だということが出ており、研修に対してどのようにサポートするかということが、本検討会の課題になるのではないかと。【第8回会合意見】 ○民間団体がコーディネーター役を果たすのが重要であり、そのための教育をどのようにしたらよいかを考える必要がある。【第7回会合意見】 ○人材の出向については、基本計画に関連施策が既に盛り込まれており、これを踏まえてさらに必要な取組があるかどうかを検討することとしてはどうか。【第6回会合事務局提案】。 ○講師派遣等についての情報を積極的に民間団体等に提供したらよいのではないかと。【第8回会合意見】
(3)広報啓発への協力	○ほとんどの地方公共団体でポスターの掲示やリーフレットの配付、講演会・シンポジウムへの講師派遣等を実施している。警察による協力が大半。	○被害者に支援団体や自助グループの存在を周知することについてニーズがある。	○基本計画において関連施策が既に盛り込まれており、これを踏まえてさらに必要な取組があるかどうかを検討することとしてはどうか。【第6回会合事務局提案】。
(4)税制上の優遇措置等	○犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律「第23条第2項に規定する事業を主たる目的とする法人であって、早期援助団体である民法法人は、寄付金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税になる法人の範囲に加えられている。 ○現在、5団体（宮城、東京、愛知、京都、熊本）が特定公益増進法人の認定を受けている。 ○「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により、公益性を認められた法人・これに寄付する者について当該法律の施行日（ ）までに所要の財政上の措置を講ずることとされている。 （ ）公布日（H18.6.2）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日		○現在、公益法人等改革が進行中であり、その状況を必要に応じて適宜把握することとしてはどうか。【第6回会合事務局提案】。
4.援助の経路	○地方公共団体が民間団体に対し直接財政的援助を行い、国が援助に要した費用の一部を負担（補助金、交付税措置）する方式となっている。	○現状では、地方公共団体において予算化しない限り、国庫補助が行われないようになっているのが問題である。【第7回会合意見】	○財政的援助を行う場合には受け皿となる組織が必要である。また、受け皿組織から各団体に配分を行う場合には一定のガイドラインが必要である。【全国被害者支援ネットワーク渡辺 直事務局長】。 ○総合的な被害者支援を行う犯罪被害者保護法人（仮称）を設立し、財政的な援助及び優遇措置を行えるようにしてほしい。【基本計画検討会での意見】。 ○財政的援助を行う場合には、全国ネットの活用するなど何らかの受け皿組織が必要ではないかと。【第7回会合意見】 ○個々の団体を支援する団体が補助等を受けて経費が不足している団体に補充するシステムをつくることは可能かと思う。【第7回会合意見】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する主な意見等
(4. 援助の経路)	(○ 地方公共団体が民間団体に対し直接財政的援助を行い、国が援助に要した費用の一部を負担 (補助金、交付税措置) する方式となっている。)	(○ 現状では、地方公共団体において予算化しない限り国庫補助が行われないようになっているのが問題である。【第 7 回会合意見】)	【援助の拡充に向けた検討の方向性について】 ○ 警察だけでなく、警察以外の国の関係機関、都道府県、市町村、あるいは民間自身が寄付金をもっと募っていく、それぞれの立場で支援の充実に向けて努力していくということが必要ではないか。【第 8 回会合意見】 ○ (現状の制度では地方公共団体で予算化しない限り措置されないのではとの指摘に対し) 地方公共団体でも行革が進められる中、限られた財源を使っているの、地方公共団体側で相応の理解がなければ、施策は進まない。【第 8 回会合意見】 ○ 一般財源からの場合、支援に当たり国としては大まかなガイドラインは設定するが、細かい審査基準は地方公共団体に委ねるという形になる。国が非常な負担をかけて団体を審査することは余り必要でなくなる。一方、デメリットとして、地方公共団体の努力が要る。例えば、地方公共団体の負担を減らすような形で国の補助を増やす、少しでも地方公共団体のメリットというか、努力をサポートするような形になればと思う。【第 8 回会合意見】 ○ 市町村などから負担金や分担金で財政援助を受けている例があるが、この制度も有効な方法である。【第 8 回会合意見】 ○ 警察による援助の限界がどこまで、今後早期援助団体の指定を目指す上で足りない部分、そこは警察ができない部分だとした場合、それをどこから出すのか。例えば、カウンセリングについては、警察の委嘱という形で援助の仕方は難しいのではないか。【第 8 回会合意見】 ○ 初期支援的な対応のカウンセリングはすでに警察でも行っているが、中長期な対応となると別の行政分野であり、警察で援助していくのはなかなか難しい。【第 8 回会合意見】 ○ 警察での援助を警察がそのままやるのか、あるいはそれを引き継いで、どこかへその内容を持っていく。警察はさらに別の発展形を考えていただくというのがあると思うが、統合してもっと大きな支援を行えるようなお金の出し方というイメージでは、地方公共団体でちゃんと窓口があって、それは一般財源からきちんとおりてくるというようなことがあるのかと思う。【第 8 回会合意見】
5. 財源	○ 財源は一般財源。		○ 経済的支援に関する検討会とも関連。 ○ 欧米のように罰金等を財源とする基金を設立するのか、現状と同様に一般財源から補助金等の形で援助するのか、被援助団体の活動内容を査定する機関を設立し、各団体のプログラムを援助するのかといった点を議論した上で、新たな団体の必要性について議論すべき。【第 6 回会合意見】 ○ 3月に解散される予定の (財) 法律扶助協会に充てられていた順筆寄付をどうするかということが現在、議論されている。1つの受け皿をつくっておけば、今後は被害者支援に係る財源として大きな可能性がある。【第 8 回会合意見】 ○ 経済的支援に関する検討会でも、財源について、罰金、追徴金、有罪判決を受けた者から一定の金額を徴収するとか、保険的なものというフランス的な発想もある。ある程度金額がわかるもの、毎年確実に入ってくるものをベースにした上で、あとは広く寄付とかを求められるような開いた形にしておくというのがよいのではないか。【第 8 回会合意見】

検討会におけるヒアリング結果等を基に事務局にて整理			
論点	関連する現行制度や民間団体の現状等	現状等に関する問題点	論点に関する主な意見等
(5 . 財源)	(○財源は一般財源。)		< 基金構想について > ○罰金などを財源とする 犯罪被害者基金 (仮称) の設立を検討してほしい【基本計画検討会での意見】。 ○基金が一体どういう業務をやるのか。その業務の内容とどういう団体がやるか、どういう業務に対し援助するのか、基金という形態をとるといことは、財源を何に求めるのか。その辺が具体的ににならないと、基金がどうというのは一概に論じられないのではないかと。【第 8 回会合意見】 ○公的な資金を入れて基金を造成するのであれば、既存の援助との役割分担も議論する必要があるのではないかと。【第 8 回会合意見】 ○一般財源と基金の二本立て。一般財源からはある程度限定されたプログラム、地方公共団体としてここまではできるという形のものについての支援をするとともに、民間の基金を立ち上げることによって、国として積極的に援助するのが難しいものについて柔軟性をもって援助するやり方があると思う。そうすると、今度は事務費が 2 倍かかるということで、財源をどこにするかでかなり影響があるのではないかと。【第 8 回会合意見】 ○全国ネットの提案で、基金があり、その基金を統括する新機構があるという形がある。基金から財政援助を受けて、全国ネットはその加盟団体に財政援助をし、それ以外の加盟団体も基金からというような流れは比較的わかりやすい。【第 8 回会合意見】 ○基金的なものを立ち上げた場合、民間の寄附を受けられるというメリットはあるが、全国からの申請を受け付け、活動報告を求め、審査することになるので、かなり大規模な事務が必要になる。一方、各地方公共団体の格差が消えること、支援するプログラムに対する援助の柔軟性は基金の方が高いと思う。【第 8 回会合意見】 ○基金のイメージとして米国の OVC を考えている。地方公共団体の財政状況や民間団体の現状では、こちらの方がよいのかなという印象をもつが、財源をどこからもってくるかで決まってくるのではないかと。【第 8 回会合意見】 ○全国ネットが基金の受け皿組織になる場合には、非加盟団体にとってアクセスする窓口が減ってしまうというデメリットがある。また、それだけのお金を任せられるということになると、全国ネットが法人格をきちんと持っていないと難しい。【第 8 回会合意見】